

4 速度超過違反の取締りに従事する警察官が携帯していた停止指示のための旗と直進自動車が接触した事故

(横浜地判平30・5・15交民51・3・576)

四×人 その他

事故の概要



過失相殺割合 A 0% : B 100%

A	普通乗用自動車	B	警察官
道路状況等	・人の携帯物と自動車の接触		

事故態様

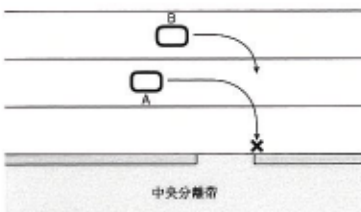
A運転自動車が道路を直進進行していたところ、路上で速度超過違反の取締りに従事するB警察官が、Aに対して停止合図を出すことなく、本件道路の車道上に移動してきて、携帯していた停止指示のための旗の先端をA運転自動車に向けて差し出したため、旗の先端が、

55 進路変更した前方車との接触を回避しようと右急転把した後続直進車が逸走して緑石に衝突した事故

(大阪地判平30・11・27(平29(ワ)11135))

四×四 同一

事故の概要



過失相殺割合 A 40% : B 60%

A	普通乗用自動車	B	普通乗用自動車：タクシー
道路状況等	・片側三車線道路 ・中央分離帯に市のバス駐車場があり、その出口付近の路肩緑石にA車が衝突 ・A車は、緑石衝突後、路面擦過痕を残しながら35m程度前進して停止		

コメント

進路変更車と後続直進車の事故の過失割合については、必要性のない進路変更や、変更後の進路の後続車の走行を妨害するような場合に、進路変更が禁止されていることから(道交26の2D②)、基本的に先行する進路変更車の過失が大きいと考えられています。判タ基準では、進路変更車が前方にあり、かつ、適法に進路変更を行った場合を想定して、基本過失割合を、進路変更車70%、後続直進車30%としています(判タ基準【153】)。

判決では、「AとBの過失の内容、程度を比較すると」「車線変更により後続車の進路を妨害したBの過失の方が幾分か重い」という表現になっており、裁判所は、本件事故が非接触の事故であること等も考慮しつつ、基本過失の割合は双方等しいところからスタートして、急な進路変更を行った点に1割加算修正しているように思われます。

もっとも、判タ基準【153】の基本過失割合を基準にして、本件事故が、非接触の事故であること等を考慮して、進路変更車(B車)の過失を10%減算しても、判決と同じ結論になり、本件におけるBとAの過失割合として、先行進路変更車の過失を6割とする結論には合理性があるものと考えられます。

<参考判例>

○片側2車線の高速自動車国道の第1車線を走行していたB車(フルトレーラー)が第2車線に車線変更した際、第2車線を走行してきたA車が急制動措置及び右転把したところ、スリップして中央分離帯のガードレールに接触した事案。裁判所は、Bにつき、進路変更時の安全確認義務違反による過失を認めた。Aについては、車線規制の表示等を見落とし、制限速度を超過(約20km程度)して進行し、B車の進路変更を発見した後、A車をスリップさせるような制動等の措置を行った点に過失を認めた。過失割合は、双方の過失の内容に照らし、過失割合をA40%、B60%と認定している(東京地判平26・7・16(平25(ワ)27959))。

したところ、後方から第2車線を走行してきたA車が、右に急ハンドルを切って逸走し、中央分離帯に設けられたバス駐車場の出口付近の路肩緑石に衝突した事故。

事故態様に争いがあり、裁判所は、Bの供述等から「B車の後方を走行するA車が蛇行運転等をすることなく、一定速度でまっすぐに走行していた」ことを認定し、Aがハンドル操作を誤る原因が見当たらないこと等から、B車がA車の前方に車線変更したことが原因となって、後方を走行するA車がB車との接触を避けるために急ハンドルを切らざるを得なかったために本件事故が発生したと認定した。

裁判所の判断

1 責任原因について

裁判所は、Bにつき、「進路変更時の右後方の安全確認が不十分で、後続する原告車の進路を妨害した過失」があると認めた。

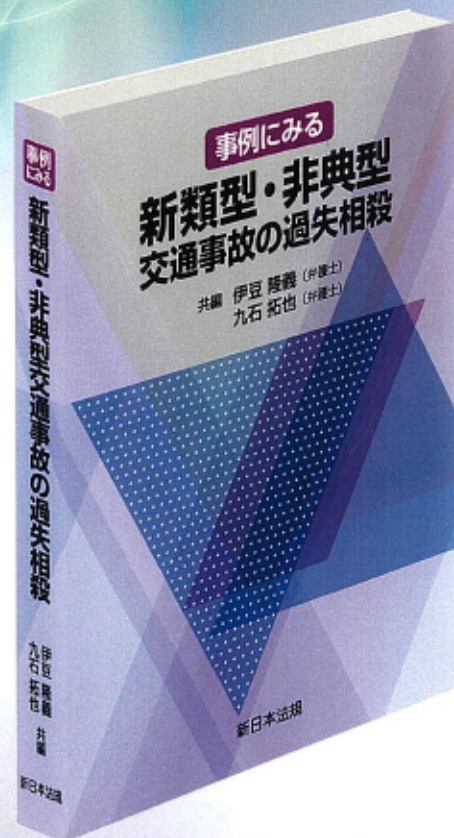
一方で、Aについても、「前方左右を注視し、ハンドルやブレーキ等を的確に操作して安全に進行する義務」があり、「前方で車線変更しようとするB車の動静に対する注意が不十分であった」点及び、「A車がB車と接触していない」こと等を考慮し、「本件駐車場出口付近の緑石に接触するまでのAのハンドル・ブレーキ等の操作が不確実であった」点につき、上記義務違反があったとして過失を認めた。

事例にみる 新類型・非典型交通事故の過失相殺

共編 伊豆 隆義 (弁護士)
九石 拓也 (弁護士)



- ◆既存の過失相殺基準には当てはまらない事故事例を取り上げ、裁判所の判断を整理・分析しています。
- ◆事故状況と過失相殺割合がひと目でわかる図表を掲載した上で、実務上のポイントを解説しています。
- ◆交通事故実務に精通する弁護士が編集・執筆した信頼できる確かな内容です。



A5判・総頁390頁
定価 5,280円(本体4,800円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9136-2

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

<電子版>
定価 4,840円(本体4,400円)

掲載内容

【概説】

はじめに

- 1 本書の目的
- 2 過失相殺とは
- 3 過失相殺の基準化と新類型・非典型交通事故
- 4 本書で取り上げた新類型・非典型交通事故

【事例】

第1章

新類型・非典型な事故当事者

【歩行者が加害者】

- 1 停車車両から降車して道路に飛び出し横断した子どもを避けようとして原動機付自転車が転倒した事故
- 2 横断禁止道路横断中の歩行者の原動機付自転車への衝突事故
- 3 自転車を運転し走行していたところ、歩行していた加害者と接触して転倒した事故
- 4 速度超過違反の取締りに従事する警察官が携帯していた停止指示のための旗と直進自動車が接触した事故

【自転車同士】

- 5 信号のない交差点で右折自転車と直進自転車が衝突した事故
- 6 普通自転車通行指定部分でスマートフォンを操作しながら運転していた自転車が対向から来た自転車に衝突した事故
- 7 信号機のない交差点で左折自転車と自転車横断帯を直進中の自転車が衝突した事故
- 8 信号機による交通整理が行われていない十字路交差点において、追越自転車の後部が先行自転車の前部に衝突した事故
- 9 歩道上における対向自転車同士の衝突事故
- 10 歩道上において、前照灯を点けて走行中の自転車と、その対向方向から無灯火状態で走行中の自転車がすれ違った際に接触した事故
- 11 進路変更中の先行自転車と追越し中の後行自転車との接触事故

【緊急自動車】

- 12 追越しのため中央線を越え車体全部を対向車線の第2車線にはみ出して走行していた消防用自動車と、対向車線の第1車

線から第2車線に車線変更した大型貨物車が衝突した事故

- 13 信号機による交通整理の行われている交差点において、赤信号状態で右折した救急車と、青信号状態で交差点に進入した普通乗用自動車が出会い頭に衝突した事故
- 14 対面する信号が赤色の交差点に進入した警察車両と青色信号に従って交差点に進入した一般車両とが衝突した事故
- 15 信号機による交通整理の行われている十字路交差点において、赤信号状態で右折した緊急走行中のパトカーと、交差道路から交差点を直進した普通乗用自動車が衝突した事故

【バス】

- 16 路線バス発進後に乗客が車内を移動しようとして転倒した事故
- 17 バスが急停止したことにより乗客が転倒した事故
- 18 バスに乗りしようとした際バランスを崩して負傷した事故
- 19 バス停で降車後に転倒して、発進したバスと接触した事故
- 20 乗客が松葉杖2本で停車中のバス降車口から2段のタラップを降りようとした際バランスを失い、路上に転倒した事故

【路面電車】

- 21 路面電車の急ブレーキ及びブレーキの解除により生じた2回の衝撃により乗客が負傷した事故
- 22 青信号で進行中の路面電車が横断歩道付近を横断中の小学生(7歳)と衝突した事故

【畜犬・野生動物】

- 23 ランニング中に前方の犬を避けようと転倒した事故
- 24 道路に進入した野生のシカと衝突した事故
- 25 首輪の鎖を外した犬が道路に飛び出し、7歳の児童に近づいてきたため、児童は自転車の操縦を誤り道路から転倒して負傷した事故

【製造物責任】

- 26 衝突事故の際にシートベルトのロック機能が働かなかったなどの欠陥が自動車にあったとの主張が認められなかった事故
- 27 普通乗用自動車を自動運転制御システム(レベル2)を作用させて高速道路を運転中、仮眠して、前方停車中の自動二輪車に衝突した事故
- 28 製造物責任法上の欠陥に該当するとされた当該バイクのレギュレータの遮熱不十分によりバッテリー上がりが生じて突然のエンジンストップが生じるという不具合に起因するバイク転倒事故
- 29 車両のアクセルレバーが全開状態となる等の異常が発生し安定性を失いながら減速・進行方向と逆向きの形になったところで、対向車両と衝突した事故

第2章

新類型・非典型な事故発生場所

【変形交差点】

- 30 東方道路と西方道路が南北に約7.5mずれている変形交差点において、直進をしていた自動車同士が出会い頭に衝突した事故
- 31 丁字路交差点が連結した交通整理の行われていない変形交差点において、左折を行った原付自転車と直進をしていた自動車が出会い頭衝突した事故
- 32 車道幅員約9mの市道と、幅員東側約3.95、西側2.7mの市道が交差する変形交差点において、直進をしていた自動車と横断歩行中の歩行者が衝突した事故

【Y字路】

- 33 信号機による交通整理の行われていない三叉路交差点において、直進をしていた自動車同士が正面衝突した事故
- 34 信号機のあるY字交差点で右折バイクと直進自動車が衝突した事故

【五叉路以上】

- 35 信号機のない六叉路交差点での普通貨物自動車と自転車の衝突事故
- 36 変形の五叉路において、青信号で走行した普通貨物自動車と自動二輪車が衝突した事故
- 37 信号機が設置されておらず交通整理が行われていない変形五叉路において、合流後同一方向に進行する自動車同士が衝突した事故
- 38 信号機による整理の行われていない六叉路交差点において、広路直進中の原動機付自転車が狭路の交差道路を右方から直進してきた自転車と衝突した事故

【ロータリー】

- 39 ロータリーへの進入車両とロータリー走行中車両の衝突事故
- 40 一方通行のロータリー内で車両を後退させた事故
- 41 直線道路を進行中の車両とその道路に接続するバスロータリーから進入してきた車両が衝突した事故

【駐車場内】

- 42 駐車場内で車両を駐車中、後退してきた車両に逆突された事故
- 43 コンビニ駐車場内における駐車区画から左後方に向けて後退中の乗用車と同車の左後方を前進していた乗用車との衝突事故
- 44 コンビニの駐車場に駐車するために後退してきた車とコンビニ店舗の壁との間に被害者が挟圧された事故
- 45 駐車場の駐車区画上で歩行中の被害者に後退中の中型貨物自動車が衝突した事故

- 46 商業施設に設置された大規模駐車場の車両用通路に立ち止まっていた児童と普通貨物自動車との事故

- 47 駐車場内において2台の車両が同一区画に後退しながら駐車しようとして衝突した事故

【ETC】

- 48 ETCゲート手前での急ブレーキ(減速)で後続車が追突した事故
- 49 ETCでカード挿入忘れによるゲートでの追突事故
- 50 ETCゲートの250~300m手前での進路変更車と、直進車が衝突した事故
- 51 出路が直進路から拡幅していくETCゲート手前での進路を左寄りに変えた車と、直進車が衝突した事故

【右側にはみ出して通行することができる場合】

- 52 幅員の狭い下り坂のカーブで対向車線にはみ出した大型貨物自動車と対向車両が衝突した事故
- 53 山間部の見通しの悪い勾配のあるカーブで道路中央を越えた普通自動二輪車と対向の普通乗用自動車が衝突した事故

第3章

新類型・非典型な事故態様

【結果回避行動(非接触事故)】

- 54 右折車両を右折先の横断歩道上又はその付近にいた高齢歩行者が避けようとして転倒し死亡した事故
- 55 進路変更した前方車との接触を回避しようと右急転した後続直進車が逸走して縁石に衝突した事故
- 56 渋滞車両間を右折して路外駐車場に入ろうとした自動車と、渋滞車両の左側を直進してきた原動機付自転車の非接触事故
- 57 合流地点での自動車同士の非接触事故
- 58 交差点に右折進入しようとして徐行前進後停止していた自動車と直進二輪車の非接触事故
- 59 対向方向の自転車同士の非接触事故

【不法行為の競合・共同不法行為】

- 60 高速道路上の自損事故車両に追突した他車両が、自損事故車両の積荷を現場にいた被害者に衝突させ死亡させた事故
- 61 先行二輪車の進路妨害により、衝突を避けるため車線変更した自動車と後続二輪車が衝突した事故

【スイッチターン】

- 62 丁字路交差点でスイッチターンをするために後退した自動車の右後部が右折車と衝突した事故
- 63 片側一車線の道路でスイッチターンを行い反対車線に乗り出している車両に、対向車線の二輪車が衝突した事故

【追抜き直後など危険な進路変更】

- 64 第1車線を走行していた被害車両に、第2車線から車線変更してきた加害車両が接触した事故
- 65 第2車線から左折のために、第1車線に進路変更し、被害車両と接触した事故

【警察官の手信号】

- 66 対面信号が赤色だが交通整理を行っていた警察官の合図に従い交差点を左折した車と、対面青色信号に従って直進してきた車とが接触した事故

【交通整理者の不適切誘導】

- 67 誘導員2名による矛盾した指示により生じた交差点事故
- 68 交通誘導員の誤った交通誘導により生じた事故

【あおり運転】

- 69 後続車両によるあおり行為(至近距離での追走)のため恐怖心からの前方不注意により前方車両に衝突した車両の運転者が当該後続車両に衝突されたことにより死亡した事故
- 70 高速道路右側車線(左カーブ)において後続車から車間距離を詰められたため急加速したことによりスリップし、側壁に衝突して停止したところ、当該車両を回避するため進路変更し左車線に進入した同後続車が同車線を走行中の別車両と接触した事故
- 71 高速道路において一連のあおり行為の末、走行中第1車線から第2車線に進路変更し減速させたため、後続車両が衝突した事故

【しがみつき】

- 72 被害者が運転席のドアノブをつかんだ状態で車両を発進させたところ、被害者がドアノブをつかみ続けたまま並走して転倒し受傷した事故
- 73 被害者がふざけてボンネットに伏臥している状態で車両を発進させ、進行中にボンネットから転落させた事故
- 74 被害者がボンネットに乗った状態のまま運転者が自動車を発進後一時停止したため、被害者がボンネットから落下し受傷した事故

【アイドリングストップの解除】

- 75 アイドリングストップ機構のある車両につき、停止した後ブレーキを一瞬緩めてアイドリングストップを解除したところ、その右方から進行してきた自転車が接触した事故

【道路瑕疵】

- 76 先行車両が路上に落ちていた木片を跳ね上げ、追従車両上に落下して損傷を与えた事故
- 77 自転車で片側1車線道路の車道左端付近を走行中、車道左端の街渠用集水樋が設置された所を通過した際、4cm以上の隙間が生じていたために転倒し、自転車の右側を走行していた自動車に上半身を轢過された事故

【シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの不装着】

- 78 シートベルト不装着でタクシー後部座席乗車中に遭遇した事故
- 79 シートベルト不装着で乗用車を運転して停止中、追突された事故
- 80 シートベルト不装着で乗車中に遭遇した自損事故
- 81 対向車との正面衝突によりチャイルドシートを装着していなかった被害者が死亡した事故
- 82 赤信号無視の車両と衝突し、チャイルドシートを装着していなかった被害者が死亡した事故
- 83 普通乗用自動車同士の追突で、被追突車両に同乗していたペット(犬)が傷害を負った事故
- 84 安全規格対象外のヘルメットを着用の自動二輪車の同乗者が受傷した事故
- 85 見通しの悪い信号機のない十字路交差点におけるヘルメット不着用の中学生(12歳)運転の自転車と自動車の出会い頭衝突事故

【作業中の事故】

- 86 工事現場内で重機(バックホー)が旋回し、アームが作業員に衝突した事故
- 87 引越し作業の貨物車のパワーゲートに挟まれた事故

索引

○判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 本社 東京都千代田区千代田1-1-1

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番8地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2023.2) 51002591

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。